

救急需要対策検討委員会専門部会報告

目 次

はじめに	1
1 消防救急と患者等搬送事業の現状	2
(1) 救急活動の現状	2
(2) 患者等搬送事業の現状	2
2 現状の課題と方向性	3
(1) 患者等搬送事業の活用の喚起	3
(2) 患者等搬送事業を効率的に運用する環境整備	3
3 環境整備方策の提言	4
(1) 患者等搬送事業者	4
(2) 東京民間救急コールセンター(仮称)	4
(3) 医療機関	5
(4) 東京消防庁	5
(5) 費用補てん等	6
(6) 都民の責務	6

はじめに

救急需要対策検討委員会における審議過程の中で、緊急性のない救急車利用が救急件数増大に拍車をかけ、本来のあるべき救急活動に支障が生じているとの実態認識から、これらの状況を改善するためには、救急業務の緊急性・公共性という観点から官と民の役割分担を明確にした上で、都民の理解を得るとともに、民間が実施する患者等搬送事業の活用を積極的に図るべきとの意見が出され、同委員会に専門知識を有する委員で部会を設置し「患者等搬送事業を効率的に運用するための環境整備方策」について集中的に審議することとなった。

本部会では、患者等搬送事業が利用者に十分に周知されていない実態、緊急性のない転院搬送を含めた救急車利用の慣習、患者等搬送事業者の応需体制等を踏まえ、患者等搬送事業が効率的に運用されるための仕組み（あるべき姿）を描き、この仕組みを機能させるために必要な環境整備の項目を示すとともに、これに係わる関係者等への提言について検討し、まとめたものである。

安易な救急車利用の抑制を図るためには、利用者の意識に係わることが重要であることから、広報活動等を十分展開し、理解を深めていく必要がある。

1 消防救急と患者等搬送事業の現状

(1) 救急活動の現状

平成15年中の東京消防庁救急隊の出場件数は66万3,765件で、48秒に1回の割合で救急車が出場し、都民18人に1人が救急車を利用した計算になる。

初診時程度別の搬送人員では、軽症が36万6,485人(約60%)で最も多かった。

消防に関する世論調査(平成15年11月東京消防庁)によると、救急車を呼んだ理由の中には、「病院がわからなかった」(約5%)、「救急車で行ったほうが優先的に診てくれると思った」(約5%)、「交通手段がなかった」(約5%)、「救急車は無料だから」(約2%)という理由で要請したものもあり、救急業務の緊急性・公共性が十分認識されているとは言い難い状況もあった。

転院搬送の要件については、救急業務等に関する条例第2条第1項第2号で「医師の病状管理のもとに緊急に他の医療機関等に移送する必要があると認められたもの」と定められているが、全搬送人員3万9,323人のうち、医師、看護師の同乗がないものが2万3,909人(約61%)であった。

救急隊の出場から帰署までの活動時間は、全体が平均75分42秒(走行距離10.7km)であるのに対し、転院搬送は平均90分42秒(走行距離18.1km)であった。

(2) 患者等搬送事業の現状

患者等搬送事業者は、国土交通大臣の許可を受けた旅客自動車運送事業者で、旅客を患者等に限定して搬送する事業者をいい、現在、都内に130社ほどあるが、その営業形態については不明である。

平成15年末現在、東京消防庁の指導基準に基づき認定を受けた患者等搬送事業者は、都内43社、車両数106台であった。

都内における患者等搬送事業者で組織された東京患者搬送事業者協同組合(東搬協)がまとめた調査結果(平成15年4月~11月末)によると、

搬送目的は「転院」が約55%、次いで「入院」が約13%であった。

また、予約状況は「前日まで」が約48%、次いで「当日」が約30%、「1時間前」が約22%であった。

東搬協で受け付けた165件（平成15年4月～11月末）の状況をみると、事業者に対する受諾可否の電話連絡回数は331回で、回答を得るまで1件当たり平均2事業者に連絡していた。

事前予約を中心とした計画的な運行がなされているため、突発的な要請に対する応需体制がとりにくいことが認められた。

搬送車の待機情報等が一元的に管理されていないため、配車に時間を要することが認められた。

2 現状の課題と方向性

専門部会では現状分析等を基に、課題の抽出と解決に向けた方向性の検討を行った。

（1）患者等搬送事業の活用の喚起

救急件数の増加に伴い現場到着時間が延長することは、真に救命処置を必要とする傷病者に不利益をもたらすことになる。そのため、都民の生命を護る観点から、官（消防）と民（患者等搬送事業者）の役割分担を明確化し、不要不急の場合における患者等搬送事業の活用について、広報活動等を通じて積極的に喚起する必要がある。

（2）患者等搬送事業を効率的に運用する環境整備

ア 官に係わるもの

環境整備を推進する上で、官が民に対して行いうる人的・物的支援のあり方について検討する必要がある。

また、その他の公的機関等が行いうる支援策等についても併せて検討する必要がある。

イ 民に係わるもの

患者等搬送事業の活用促進を図るためには、利用者の利便性の観点から、

患者等搬送事業に係る情報を一元的に管理することや、利用者のニーズに応じた体制の整備を図ることが不可欠である。

また、患者の安全搬送の観点から、サービス内容の充実も併せて必要である。

3 環境整備方策の提言

官と民の役割分担と連携に基づき、利用者に対する利便性を向上させるために、別図に示すシステムづくりを推進する。

(1) 患者等搬送事業者

都民、医療機関等からの搬送要請に応じた運行体制の確立等、応需体制の整備を図るべきである。

患者等搬送事業者は、患者の安全搬送の観点から、その技術及び運用管理に係る指導を受けておくべきであることから、東京消防庁の患者等搬送事業認定を受けていることが望ましい。

搬送乗務員の資格等に応じた応急処置が実施できるよう積載資器材の充実を図るべきである。

患者の状態に応じて医師、看護師、救急救命士等が乗務できる体制の整備等、利用者の多様なニーズに見合ったサービスの充実を図るべきである。

患者を搬送中に容態が悪化して、緊急に医療処置が必要となる場合も想定されることから、今後、赤色灯、サイレンを備えた緊急自動車として運用できるよう関係機関に働きかけていくことが望ましい。

なお、当面、運行時における緊急事態発生時の対策が迅速に取れるよう、関係機関との連携強化を図ることが必要である。

(2) 東京民間救急コールセンター（仮称）

利用者の利便性を確保し、患者等搬送事業を効率的に運用するためには、都民、医療機関等からの搬送依頼、問い合わせ等に迅速に対応できる東京民間救急コールセンターを設置すべきである。

東京民間救急コールセンターが提供する機能としては、都民、医療機関

等からの依頼に応じて待機情報等に基づく配車等を行うオペレーション機能、相談に応じて患者等搬送事業者案内等を行うインフォメーション機能を備えるべきである。

行政と民間が有する情報を一元化し、利用者に提供できる体制づくりが必要である。

東京民間救急コールセンターと行政機関とが、有機的な連携を図るための通信システムの構築が必要である。

設置主体は民間とする。ただし、当面の対応として、公益組織がその機能を担うことも配意する。

(3) 医療機関

医師は、治療計画に基づいた計画的な転院搬送に努めるとともに、入院患者に対して治療上の理由から転院を求める場合は、事前に十分な説明を行い、患者等から同意を得ることに努める。

医療機関の医師が患者の容態等から緊急性の有無を総合的に判断し、緊急性が認められる場合は消防へ、緊急性が認められない場合は患者等搬送事業者等へ振り分けるものとする。

医療機関で所有する救急用自動車等の有効活用を図るほか、医療機関が相互に連携し、当該車両を共同して運用することも考えられる。

(4) 東京消防庁

都民等からの救急相談に応じられる体制づくりとして、下記の要件を満たす救急相談センター（仮称）を設置することが必要である。

ア 都民等が利用しやすい電話番号（特殊番号）であること。

イ 医療機関案内が行えること。

ウ 医師への相談体制が確立されていること。

東京民間救急コールセンターの運用に際し、時限的な財政・人的支援に配意すべきである。

転院搬送に係わる緊急性の判断が適正に行われていたか否かについて、東京都メディカルコントロール協議会の関与を受け、検証すべきである。

官と民の役割分担に基づく救急車の適正な利用について、他の行政機関及び医師会等と連携した積極的な広報活動を行い、都民の理解と協力が得られるよう推進すべきである。

(5) 費用補てん等

住所不定者等、支払い困難な状況にある者が、患者等搬送事業者を利用する場合の救済措置を関係機関に働きかけていく必要がある。

医療保険等から、患者等搬送車を利用した場合の搬送料金が補償できる特約制度を設けられるよう保険会社へ働きかけていく必要がある。

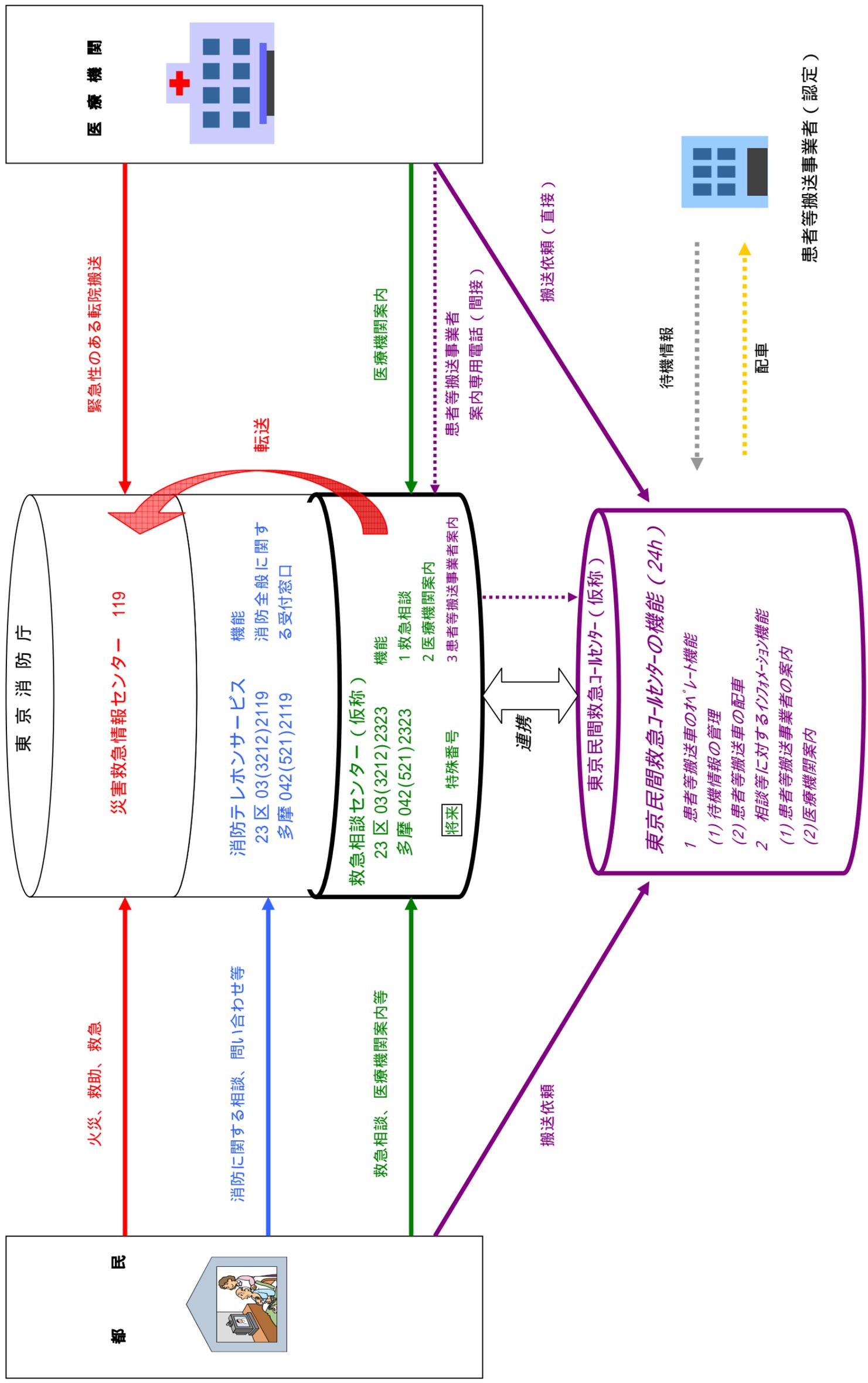
(6) 都民の責務

救急業務は、緊急に医療を受ける必要のある傷病者が対象であることを理解し、良識ある利用に心がけるべきである。

以上

本報告書における平成15年中の数値は速報値である。

患者等搬送事業を効率的に運用する環境整備方策



患者等搬送事業者 (認定)

救急需要対策検討委員会専門部会委員名簿

石原 哲	白鬚橋病院院長
辻 正司	東京患者搬送事業者協同組合代表理事
橋本 雄太郎	杏林大学総合政策学部教授
畠中 薫里	政策研究大学院大学政策研究科助教授
林 栄太郎	東京消防庁参事兼救急管理課長
小寺 徳雄	東京消防庁総務部副参事（庁務特命担当）

は部会長